

川崎市電車及び定期路線バスの車体利用広告物の許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号。以下「規則」という。）別表第2（第11条関係）広告物又は掲出物件の規格のほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において広告物とは、規則別表第2（第11条関係）第5項第5号の電車又は定期路線バスの外面を利用するもの（以下「車体利用広告物」という。）とする。

(市長の責務)

第3条 市長は、車体利用広告物を許可するにあたり、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害の防止について配慮するものとする。

(ガイドライン)

第4条 市長は、車体利用広告物が定着性のない特殊な広告媒体であるため、景観との調和や識別性、交通安全の確保及び市民への対応の観点から、川崎市車体利用広告物ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定するものとする。

(広告主等の責務)

第5条 広告主又は広告制作会社で、車体利用広告物を掲出しようとするときは、ガイドラインを遵守するものとする。

(交通事業者の責務)

第6条 交通事業者は、ガイドラインに基づき、自主審査基準を策定し、車体利用広告物自主審査報告書（以下「別記様式」という。）を作成するものとする。

2 交通事業者は、ガイドラインに基づき、自主審査委員会を設置するものとする。

(許可申請)

第7条 交通事業者又は広告主等で、車体利用広告物の許可申請を行う者は、別記様式を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式)

車体利用広告物自主審査報告書

(電車・定期路線バス)

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所

交通事業者

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

川崎市車体利用広告物ガイドラインに基づき、 年 月 日に自主審査を実施しましたので、次のとおり報告します。

バス事業者	営業所	住所					住所				
		名称	(担当者名)				氏名				
	車体	型式					業種				
		登録番号					表示面積	m ²			
鉄道事業者	担当部署	(担当者名)					編成	両			
		型式・番号									
		面積	前・後面 m ² × 面	側面 m ² × 面	前・後面 m ² × 面	側面 m ² × 面	前・後面 m ² × 面	側面 m ² × 面			
		広告面積	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²	m ² × 枚 m ² × 枚 合計 m ²			
系統名 (路線名)						総表示面積	m ²				
広告内容											
図案説明		全体(*デザインの概要等)									

	景観との調和（*「地」と「図」等）
図案説明	色彩（*使用されている色、色の相関関係、面積比等）
	広告面（*面積比等）
	その他
審査日時	年 月 日（ ） 午前・後 時
審査内容	景観への対応
	識別性の確保
	交通安全性の確保
	市民への対応

	<p>【審査担当デザイナーの意見】</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名 _____</p>
審査基準	別紙のとおり
審査委員	別紙のとおり
備考	